<全体会検討用> 第・・ 章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と責務)

- 第1条 議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議・決定する機関として設置され、本 条例に基づき議会としての責務を果たします。
 - 2 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供すると共に、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることが出来ます。 その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。
 - 3 議会は、年1回以上、議会報告会を開き、主権者である住民に、議会における意思決定の内容及びその過程を説明する責任があります。
 - 4 議会は、住民参画を推進するため、住民が議会で発言出来る制度を活用すると共に、住民との対話の場を設け、 広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。
 - 5 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動 を行わなければなりません。
 - 6 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査・監視すると共に、本会議における指摘事項については、その後の経過・結果を公表しなければなりません。

(議会の権限)

- 第2条 議会は、まちづくりの主体は町民であるとしたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。
 - 2 議会は、執行機関に対し調査・監視する権限、(地方自治)法に定められた権限、並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。
 - (1) 条例の制定改廃、予算の議決など、(地方自治)法に定められた事項
 - (2) 基本構想とこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」と言います。)
 - (3) 用地売買が想定される計画の策定並びに町施設の設置・運営に関する方針及び計画の策定
 - (4) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度
 - (5) 他市町村との協定・連携

(議員の役割と責務)

- 第3条 議員は、住民から選ばれた公職者として、責任を自覚すると共に品位を保持し、町全域に目を配り、全ての住民 が暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。
 - 2 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かり易く説明すると共に、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策提案し、その実現に向けて最大限努力をしなければなりません。
 - 3 議員は、行政活動が適正かつ効率的に行われるよう監視・点検し、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を 促進しなければなりません。
 - 4 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。